

## 随意契約（オープンカウンタ方式）の見積合せ公告

下記のとおり随意契約（オープンカウンタ方式）による見積合せに付する。

### 記

#### 1 電子調達システムの利用

本調達は「電子調達システム」(<https://www.geps.go.jp/>) を利用した見積書の提出により実施するものとする。

ただし、「紙」による見積書等の提出も可とする。

#### 2 見積合せに付する事項

クラフト封筒（譲渡・贈与）の製造

#### 3 参加資格

(1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。



## 6 見積書提出場所及び日時

- (1) 見積書の受領期限 平成 28 年 11 月 8 日 10 時 30 分
- (2) 見積書提出の場所 東京国税局 総務部 会計課 用度係
- (3) 開札の日時 平成 28 年 11 月 8 日 11 時 00 分

## 7 契約保証金に関する事項

全額免除する。

## 8 見積書の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした見積書及び見積書に関する条件に違反した見積書は無効とする。

## 9 見積書の記載金額

受託者決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の 8% に相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、見積者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った金額の 108 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。

## 10 受託者の決定方法

予算決算及び会計令第99条の5に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって見積りを行った者を受託者とする。なお、見積合せの結果については、直接受託者に連絡するものとする。

11 契約書の作成の要否

作成を要する。

以上公告する。

平成28年10月28日

支出負担行為担当官

東京国税局総務部次長 大角 良昭